

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引、悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす場合がある。

現在、クレジット会社の不適正な与信審査から、年金暮らしの高齢者などに対し支払い能力を超える次々販売が繰り返されたり、年齢、性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の悪質商法の被害が発生している。

本市においても横浜市消費生活総合センターに同様の苦情、相談が寄せられており、消費生活相談員による助言、あっせん等を行っているが、このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的問題に起因すると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このような深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正を念頭に具体的な対応策を取りまとめるべく検討を進めており、間もなく方向性が示される見込みである。

今回の改正においては、消費者に対し安心、安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国におかれては、市民生活における不安を解消し、その安定を図るため、割賦販売法の改正に当たっては次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払い能力を超える契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効、取り消し、解除であるときは既払い金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 一、二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣

あて

横浜市議会議長

藤代耕一